

ハイブリッド塵芥車導入促進事業助成金交付要綱

(制定) 令和 4 年 6 月 22 日付 4 都環公地温第 711 号決定

(改正) 令和 5 年 7 月 11 日付 5 都環公地温第 1381 号決定

(改正) 令和 6 年 8 月 5 日付 6 都環公地温第 2443 号決定

(改正) 令和 7 年 7 月 31 日付 7 都環公地温第 3207 号決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、低公害・低燃費車の普及促進事業実施要綱（令和 4 年 6 月 14 日付 4 環改車第 98 号。以下「実施要綱」という。）第 5 3 に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の補助を受け事務を執行する実施要綱に定めるもののうち、ハイブリッド塵芥車導入（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）交付に関する必要な手続等を定め、業務の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、実施要綱に定めるとおりとする。

2 この要綱において、助成事業の完了とは次に掲げる内容を全て完了したものとする。

- (1) 第 4 条における助成対象車両における新規登録
- (2) 第 4 条における助成対象車両における納車
- (3) 第 4 条における助成対象車両における支払い

(助成対象者)

第 3 条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、実施要綱第 4 1(3) に掲げる者であって、税金の滞納がない者、刑事上の処分を受けていない者及び公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体又事業者は、助成対象者とししない。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- 二 暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(助成対象自動車)

第 4 条 助成金の交付対象となる車両（以下「助成対象車両」という。）は、自動車検査証における使用の本拠の位置が東京都内にあるものであって、実施要綱第 4 2(3)に掲げる助成対象車両に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たすものとする。

(助成対象経費)

第5条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第43(3)に定める経費であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

一 公社が必要かつ適切と認めたもの

二 第8条第3項の規定による交付決定の通知の日より後に助成事業を完了したもの

2 前項の規定にかかわらず、公社による交付決定の通知の日より前に助成事業を完了したものであっても令和7年4月1日から同年8月31日までに助成事業を完了し、同年10月31日までに第7条の規定により交付申請、実績報告を同時に行うことで助成対象経費とすることができる。また、令和7年4月1日から同年8月31日までに助成対象車両の契約を行い、助成事業は完了していない場合にあっては、同年10月31日までに第7条の規定により交付申請を行うことで助成対象経費とすることができる。

(本助成金の額)

第6条 本助成金の交付額は、実施要綱第44(3)に定める金額とする。この場合において、本助成金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(本助成金の交付申請)

第7条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、公社が別に定める期間（天災地変等申請者の責に帰すことのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間）に、助成金交付申請書（第1号様式）（第4号様式その1）及び別表2に掲げる該当書類を公社に提出するものとする。

2 前項の規定による申請は、先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付申請額の合計が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。

3 前項の規定にかかわらず、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本助成金の交付申請額の合計が公社の基金を超えない範囲で受理するものを決定する。

4 助成対象者は、第1項の規定による交付申請に係る手続の代行を、助成対象車両を販売する者等に対して依頼することができる。

5 前項の規定による依頼を受け交付申請に係る手続を代行する者（以下「手続代行者」という。）は、依頼された手続について誠意をもって実施するものとする。

6 公社は、必要に応じて、手続代行者が行う手続について調査を実施し、手続代行者がこの要綱の規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができるものとする。

(本助成金の交付決定)

第8条 公社は、前条第1項の規定により本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

- 2 公社は、前項の規定による本助成金の交付決定の審査に当たっては、助成対象者がリース事業者である場合は、あらかじめ月々のリース料金に助成金相当額分の値下がり反映されていることを確認するものとする。
- 3 公社は、前条第1項の申請をした助成対象者に対し、第1項の決定において、本助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書（第11号様式）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（第12号様式）により通知するものとする。

（交付の条件）

- 第9条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第3項の規定により本助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者（以下「被交付者」という。）に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。
- 一 本要綱並びに本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象経費に関し、前条第3項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた当該事業をいう。以下同じ。）により取得し、又は効用を増加した財産（以下「取得財産」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
 - 二 公社が第18条各項の規定により本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。
 - 三 公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じること。
- 2 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、第二号から第三号中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（申請の撤回）

- 第10条 被交付者は、第8条第1項による本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、同条第3項の本助成金の交付決定の通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第5号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。
- 2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書（第5号様式）の提出があったときは、その内容を、都に報告するものとする。
 - 3 第1項の規定は、第16条第2項に規定する本助成金の交付決定兼額確定通知においても適用するものとする。

（助成事業の計画変更に伴う申請）

- 第11条 被交付者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業計画変更申請書（第6号様式）を提出しなければならない。ただし、事業の効果及び目的に影響を与えない軽微な変更については、この限りではない。
- 一 助成事業の内容を変更しようとするとき。
 - 二 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。
- 2 公社は、前項の申請を受け、その内容が妥当であると認めたときは、変更を承認するものとする。

- 3 公社は、第2項の承認をしたときは、その旨を当該被交付者に通知するものとする。
- 4 公社は、第2項の承認に当たり、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(事業者情報の変更に伴う届出)

第12条 被交付者は、個人の事業者にあつては氏名、住所等を、法人にあつては名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに住所等の変更届出書（第7号様式）を提出しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

- 第13条 被交付者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。
- 2 公社は、前項ただし書の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(助成事業の廃止)

- 第14条 被交付者は、やむを得ない理由により助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止申請書（第8号様式）を提出しなければならない。
- 2 公社は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、廃止を承認するものとする。
 - 3 公社は、前項の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
 - 4 公社は、第2項の承認をしたときは、その旨を当該被交付者に通知するものとする。
 - 5 公社は、第2項の承認に当たり、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(実績の報告)

- 第15条 被交付者は、助成対象車両の助成事業が完了した日から60日以内に、実績報告書（第2号様式）（第4号様式その2）及び別表2に掲げる該当書類を公社に提出しなければならない。
- 2 前項の規定によらず第5条第2項に該当する場合は、交付申請兼実績報告書（第3号様式）（第4号様式その2）及び別表2に掲げる該当書類を提出することで第7条及び第8条の規定を運用できるものとする。

(助成金の額の確定)

- 第16条 公社は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けた場合には、当該報告書の内容についての書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該助成事業の内容が第8条第1項の交付決定の内容、これに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を当該被交付者に助成金額確定通知書（第13号様式その1）により通知するものとする。
- 2 前条第2項の規定による交付申請兼実績報告書の提出を受けた場合には、第1項に基づき書類審査等を行い、当該助成事業の内容が第8条第1項の交付決定の内容に付した条件等に適合

すると認めたときは、交付すべき本助成額を確定し、その旨を当該被交付者に助成金交付決定兼額確定通知書（第１３号様式その２）により通知するものとする。

（助成金の支払）

第１７条 公社は、前条の規定により本助成金の額を確定したときは、速やかに本助成金の額確定通知又は交付決定兼額確定通知を受ける助成対象者に対し本助成金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第１８条 公社は、被交付者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第８条第１項の規定に基づく本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
 - 二 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
 - 三 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
 - 四 交付決定をうけたもの（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - 五 その他本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- ２ 公社は、前項の決定に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- ３ 第１項の規定は、第１６条に規定する本助成金の額の確定後においても適用するものとする。
- ４ 公社は、第１項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該被交付者に通知するものとする。
- ５ 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、第１項及び第４項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（不正手続き等に対する措置）

第１８条の２ 公社は、助成対象者又は手続代行者（以下本条において「助成対象者等」という。）が、偽りその他不正の手段により本助成金の交付に関する規定する手続きを行い、又はこの要綱その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該助成対象者及び当該手続代行者の申請行為により交付決定を受けた被交付者に対し、次の措置を講じることができる。

- 一 第８条第１項の規定による本助成金の不交付の決定、前条の規定による交付決定の取消し、第１６条の規定により通知された額の確定の取消し、次条の規定による本助成金の返還及び第２０条の規定による違約加算金の納付
- 二 公社が都の補助金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について一定の期間、助成対象者の対象外とすること。
- 三 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

（本助成金の返還）

第１９条 公社は、被交付者に対し、第１８条第１項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該被交付者に対し、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 被交付者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。
- 3 被交付者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第9号様式）を提出しなければならない。
- 4 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第21条第1項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。
- 5 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、第1項から第3項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（違約加算金）

- 第20条 公社は、第18条第1項の規定による取消しを行った場合において、被交付者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該被交付者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて得た違約加算金を請求するものとする。
- 2 被交付者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
 - 3 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（延滞金）

- 第21条 公社は、被交付者に対し、第19条第1項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、当該被交付者が、公社が指定した期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて得た延滞金を請求するものとする。
- 2 被交付者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
 - 3 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（他の助成金等の一時停止等）

- 第22条 公社は、被交付者に対し、本助成金の返還を請求し、被交付者が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。
- 2 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(処分の制限)

第23条 被交付者は、取得財産を処分（本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け、又は担保に供すること。以下同じ。）又は移転（都外への住所変更及び自動車検査証上の使用の本拠の位置の都外への変更をいう。以下同じ。）をしようとするときは、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、取得財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

- 2 被交付者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産等処分承認申請書（第10号様式）を公社に提出しなければならない。
- 3 公社は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに第1項の承認をすること又はしないことを決定するものとし、当該決定の内容を、第2項の規定による申請をした被交付者に対し、速やかに通知するものとする。
- 4 公社は、前項の決定において、第1項の承認を行う場合にあっては、前項の規定による通知を、取得財産等処分承認書（第14号様式）により、行うものとする。
- 5 公社は、公社が必要と認める場合は、被交付者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成26年4月1日付26都環公総地第6号）第3 2に定める方法により算出した返還額（以下「返還金」という。）を請求するものとする。
- 6 被交付者は、前項の規定による返還金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 7 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前6項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(助成事業の経理)

第24条 被交付者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

- 2 被交付者は、前項の書類について、第17条の規定により公社が本助成金の交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から処分制限の期間を超過するまでの6年間保存しておかなければならない。ただし、天災地変その他助成事業者の責に帰することができない理由として公社が認めるものがある場合はこの限りではない。

(調査等)

第25条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、被交付者に対し、本事業に関し報告を求め、被交付者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 被交付者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、第1項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(指導・助言)

第26条 公社は、本事業の適切な執行のため、被交付者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

2 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(個人情報等の取扱い)

第27条 公社は、本事業の実施に関して知り得た申請者に係る個人情報及び企業活動上の情報(以下「個人情報等」という。)については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。

2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た申請者の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第28条 次の各号に掲げる本事業に係る手続については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 一 第7条第1項の規定に基づく本助成金の交付申請
- 二 第15条の規定に基づく実績報告
- 三 第23条第2項の規定に基づく取得財産等処分の承認申請

(その他必要な事項)

第29条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、公社が別に定める。

附 則 (令和4年6月22日付4都環公地温第711号)

- 1 この要綱は、令和4年6月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 令和4年4月1日から同年7月31日までの間にあっては、補助金の交付申請の前に、補助対象車両のハイブリッド塵芥車の初度登録をすることができる。この場合、補助金の交付申請及び実績報告を施行の日から2か月以内に公社に提出するものとする。

附 則 (令和5年7月11日付5都環公地温第1381号)

- 1 この要綱は、令和5年7月24日から適用する。

附 則 (令和7年7月31日付7都環公地温第3207号)

- 1 この要綱は、令和7年8月14日から適用する。

別表第 1（第 4 条関係）

自動車検査証の記載事項	通常の購入の場合	助成対象者がリース事業者の場合	割賦販売（※）で購入する場合
所有者の氏名又は名称	助成対象者と同一名義	助成対象者と同一名義	自動車販売業者又はローン会社等
使用者の氏名又は名称	助成対象者と同一名義	使用者（借受人）の名義	助成対象者と同一名義

※割賦販売：売主が、買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行されるときまで所有権が売主に留保されることを条件に販売すること。

別表第 2（第 7 条第 1 項及び第 15 条関係）

必要書類		確認事項	備考	事前申請		事後申請
				交付申請時	実績報告時	交付申請兼実績報告時
1	助成金交付申請書（第 1 号様式）	郵送申請のみ（オンライン申請の場合は提出不要）		○	－	－
2	助成金実績報告書（第 2 号様式）	郵送申請のみ（オンライン申請の場合は提出不要）		－	○	－
3	助成金交付申請兼実績報告書（第 3 号様式）	郵送申請のみ（オンライン申請の場合は提出不要）		－	－	○
4	助成対象車両に関する情報（第 4 号様式その 1）			○	－	－
5	助成対象車両に関する情報（第 4 号様式その 2）			－	○	○
6	申請者の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）	申請日時点で、 <u>発行日から 3 か月以内のもの</u> に限る	原本又は写し	○	－※	○
7	住民票（個人事業主のみ）	申請日時点で、 <u>発行日から 3 か月以内のもの</u> に限る	原本又は写し	○	－※	○
8	産廃エキスパート又は産廃プロフェッショナルの認定書	有効期限内のもの	写し	○	－	○
9	個人事業税納税証明書（個人事業主のみ）	申請日時点で、 <u>発行日から 3 か月以内のもの</u> に限る	原本	○	－	○

10	見積書	車両本体価格、値引き額等の明細が記されているもの	写し	○	—	—
11	購入車両の代金に係る請求書又は注文書	車両登録番号、車台番号、購入費用の内訳（オプション、諸費用、車両本体価格（税抜））及びメーカー名、車種、型式が確認できるもの	写し	—	○	○
12	購入車両の代金の支払に係る領収書又は振込明細等支払い事実が確認できるもの	販売会社等の印があるものに限る	写し	—	○	○
13	購入車両の自動車検査証又は自動車検査証記録事項	電子車検証の場合、自動車検査証記録事項を提出	写し	-	○	○
14	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（環境省補助金）を受けていることがわかる書類	環境省補助金を受けた場合のみ提出 公益財団法人北海道財団による、交付決定通知書、額確定助成通知書、内定通知書など	写し	-	○	○
15	口座情報の写し	・以下の内容が記載されているもの ①金融機関名（コード） ②支店名（コード） ③預金種類 ④口座番号 ⑤カタカナの口座名義人名 ※交付申請書の助成金申請者氏名と同一の口座名義であること	・預金・貯金通帳の写し ・キャッシュカードの写し ・ネットバンキングの該当ページのキャプチャー等	—	○	○
16	車両受渡し書等の納車が確認できる書類	日付、車台番号等の記載があること	写し	—	○	○
17	その他公社が必要と認める書類			別途必要があった場合に提出を求める		
追加必要書類 《リース申請の場合のみ》		確認事項	備考	事前申請		事後申請
				交付申請時	実績報告時	交付申請兼実績報告時
1	貸与先の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）	申請日時時点で、 <u>発行日から3か月以内のもの</u> に限る	原本又は写し	○	—※	○
2	貸与先の住民票（個人事業主のみ）	申請日時時点で、 <u>発行日から3か月以内のもの</u> に限る	原本又は写し	○	—※	○

3	貸与先の産廃エキスパート 又は産廃プロフェッショナル の認定書	有効期限内のもの	写し	○	－	○
4	貸与先の個人事業税納税証 明書（個人事業主のみ）	申請日時点で、 <u>発行日から</u> <u>3か月以内のものに限る</u>	原本	○	－	○
5	貸与料金の算定根拠明細書	・月々のリース料金（税抜） に助成金相当額が還元され ていること ・リース契約書と総額、月額 が同額であること		－	○	○
6	リース契約書	・申請者、貸与先双方の印が あるもの（契約締結が確認 できるもの） ・リース料金から助成金額 以上が差し引かれていない もの ・リース料金に助成金額が 反映された状態であること ・リース期間は原則処分制 限期間以上であること	写し	－	○	○
7	その他公社が必要と認める 書類			別途必要があった場合に 提出を求める		

※交付申請時より変更が発生した場合、実績報告時も書類の提出を求めることがあります。